

主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、ITシステムのプロジェクトマネージャーとして就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日の朝、自宅で胸痛、頭痛、嘔気等を覚え、C内科に受診し、同月〇日にはD診療所に転医し、自宅療養を続けていたところ、同月〇日、自宅で突然倒れ、E病院に救急搬送され、「急性大動脈瘤解離」（以下「本件疾病」という。）と診断され、手術施行のうえ、加療した。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病について、F医師、G医師及びH医師作成の意見書並びに請求人の本件疾病の発症に至る経緯などを踏まえ、当審査会は、請求人は平成〇年〇月〇日に本件疾病を発症したものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会においても、その取扱いを妥当なものとする。

(3) そこで、認定基準に基づいて本件について検討すると、次のとおりである。

ア 異常な出来事について

請求人は、本件疾病の発症直前から前日までの間、業務上において異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

イ 短期間の過重業務について

請求人の本件疾病の発症前1週間の業務従事状況については、システム障害への対応等により日常業務に比較して多忙な状況が認められ、時間外労働時間数が27時間30分に及んでいることは認められるものの、特に過重な身体的、精神的負荷を生じさせたと客観的に認められる業務に従事していたとまでは認められない。

ウ 長期間の過重業務について

(ア) 請求人の本件疾病の発症前1か月間の時間外労働時間数については、監督署長は72時間24分としているが、当審査会においては、92時間18分であったものと判断する。また、この間の業務内容については、同僚のIは「平成〇年〇月中旬以降頃から、忙しくなった。」と述べ、同じくJも「平成〇年〇月から、顧客のシステムの障害の対応のため、忙しくなった。」と述べ、さらに上司のKも「平成〇年〇月中旬頃から、忙しくなったと思う。」と述べていることから多忙な状況にあったものと認められる。

(イ) 請求人が本件疾病の発症前1か月間において自宅において業務に従事した、いわゆる持ち帰り残業については、会社が業務指示のあった作業時間として10時間を認めているが、当審査会においては、これに加え7時間は業務に従事していたものと判断する。

なお、このいわゆる持ち帰り残業については、行政実務上、「必ずしも事業主の指揮命令下に置かれているとは言えないことから、直ちに業務負荷として評価することは適切ではないが、明確な業務命令に基づいて行われ、それを客観的に評価しうる成果物が認められるなど業務として取り扱うことが妥当と認められる場合には、評価の対象とするものである。しかしながら、持ち帰り残業については、事業場での業務と比較して、精神的緊張、拘束性などは低いことから、いわゆる持ち帰り残業に費やした時間をそのまま労働時間として評価することは適当ではなく、業務の過重性の評価に当たっては、負荷要因の1つとして評価する」とされており、当審査会においても、その取扱いは妥当なものと考えるところから負荷要因の1つとして評価する。

(ウ) 以上のことから、請求人は本件疾病の発症前1か月間において、システム障害等への対応等多忙な業務に従事し、同期間における時間外労働時間数は92時間18分に及んでいたものであり、さらに本来疲労の蓄積の回復を図るべき自宅においても17時間のいわゆる持ち帰り残業としての業務に従事していたことが認められるところであり、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労していたものと認められる。

エ 労働者が脳・心臓疾患の発症の基礎となる血管病変等を有していた場合、この血管病変等が労働を契機として増悪したとしても、それは加齢、一般生活等において生体が受ける通常の原因による血管病変等の形成、進行及び増悪の経過（自然経過）によるものであると考えられ、一般に業務起因性はない。しかし、医学的経験則に照らして、脳・心臓疾患の発症の基礎となる血管病変等をその自然経過を超えて著しく増悪させ得ることが客観的に認められるような業務による明らかな過重負荷が認められる場合には、その脳・心臓疾患は、業務上疾病として取り扱われるところである。

この点を踏まえて、本件を検討すると次のとおりである。本件疾病の発症に至る経過についてみると、請求人が本件疾病と診断された平成〇年〇月〇日の約2か月前の平成〇年〇月〇日に受けた健康診断の所見において、診察は異常なし、胸部X線は異常なし、心電図は異常なしの旨が記載されており、この時点では本件疾病を発症する病状ではなかったと思料される。したがって、当審査会としては、請求人の本件疾病は、本件に係る医師らが述べているように、素因を有していることは認められるものの、約2か月弱の期間で急激に増悪して発症するに至ったと考えられること、上記ウのとおり、請求人は病状が急激に増悪したと考えられる期間と重なる発症前1か月間において、明らかな業務上の過重負荷を受けた事実があることに鑑み、本件疾病は、請求人が有していた大動脈壁の先天的な脆弱性という脳・心臓疾患の発症の基礎となる血管病変等が、業務による明らかな過重負荷により、自然経過を超えて著しく増悪したものと判断する。

(4) 上記のとおり、請求人は本件疾病の発症前おおむね1か月間にわたる長期的な業務において、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労していたと認められるから、当審査会は、請求人の本件疾病の発症は、業務による過重な負荷によるものであると判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人の本件疾病の発症は、業務上の事由によるものと認められ、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。